

京極町農業委員会総会議事録

(第12回令和6年8月28日)

京極町農業委員会

京極町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月28日 午後1時34分から1時53分

2. 開催場所 京極町役場 議員控室

3. 出席委員 (11 人)

1 番	酒井勇一
2 番	森 忠志
3 番	後藤尚浩
4 番	横川順行
5 番	小山憲一
6 番	熊谷 聡
7 番	行天英宏
8 番	堅田 功
9 番	清本勝彦
10 番	粥川一也
11 番	船場 茂

4. 欠席委員 (0 人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 総会諸報告について

第3 報告第2号 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に対する許可について

第4 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について

第5 議案第2号 現況証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地 史博

事務局 小貫 将仁

会計年度任用職員 菅野 梓

7. 会議の概要

開会時間 午後1時34分

船場会長 これより第12回京極町農業委員会総会を開会いたします。
皆さん大変お忙しい中お集まり頂きありがとうございます。今回の総会日の決定は前後しましたが、昨日は雨が降りましたので今日でちょうど良かったと思います。この後農地パトロール、慰労会となり、長丁場になりますけれども、まずは総会からよろしく願いいたします。

事務局長 本日、2番森委員、4番横川委員は所用により少し遅れてくる旨の連絡がありましたのでご報告いたします。
本日の現時点での出席委員は11名中9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
京極町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は船場会長をお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の会議録署名委員及び会議書記の指名を行います。京極町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、5番小山委員、6番熊谷委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局の菅野氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

続いて、日程第2、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 それでは、日程第2、報告第1号、総会諸報告について委員が参加している事案のみご報告いたします。

1、第11回京極町農業委員会総会を、令和6年7月25日に京極町役場議員控室で開催しております。

2、農業経営基盤強化促進法現地調査を、7月25日に森委員、後藤委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

3、同じく現地調査を、8月2日に熊谷委員、行天委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

5、現地目証明調査を8月16日に行っております。内容については、申出者〇〇〇〇氏。調査員は、行天委員、熊谷委員、後藤委員、事務局で確認しております。

報告第1号につきましては以上となります。

議 長

ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは、以上で報告第1号の「総会諸報告について」を終わります。

(横川委員着席)

続いて、日程第3、報告第2号「農地法第4条及び第5条の許可申請に対する許可について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案書1ページをご覧ください。日程第3、報告第2号、農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に対する許可についてご報告いたします。

農地法第4条第1項及び第5条同項の規定による許可申請について、一般社団法人北海道農業会議へ意見聴取した結果、許可相当との回答があったので、京極町農業委員会会長専決規程に基づき下記の者に対し許可書を交付したことを報告するものとする。令和6年8月28日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。番号1。申請者について。貸主、滝川市〇〇、株式会社〇〇〇〇。借主、京極町字〇〇、〇〇〇〇株式会社。土地の表示について。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。転用の目的。営農型ソーラーパネル設置のための一時転用。

以上の許可申請につきまして、当委員会の総会審議結果は、令和6年6月27日開催の第10回総会において許可相当と判断。対して、北海道農業会議の意見回答は、7月25日開催の第4回常設審議委員会において許可相当との回答。よって本件は転用を許可することとなりました。なお、許可書の交付につきましては、第10回総会での取り決めに基づき、農業会議からの意見回答のありました令和6年7月25日付けで会長専決により行っております。

報告第2号につきましては以上となります。

議 長

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは、以上で報告第2号「農地法第4条及び第5条の許可申請に対する許可について」を終わります。

続いて、日程第4、議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

議案書 2 ページをご覧ください。日程第 4、議案第 1 号、農用地利用集積計画の決定についてご審議願います。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、京極町から決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求める。令和 6 年 8 月 28 日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

今月の案件は、1 議案 2 件となっており、利用権の再設定の計画が 2 件です。

それでは、議案書 3 ページをご覧ください。

番号 1。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、有限会社〇〇〇〇。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目。公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和 6 年 8 月 29 日。終期、令和 16 年 8 月 28 日。期日、令和 6 年 8 月 29 日。借賃は、〇〇円で 10 アール当たり 〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。

番号 2。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、有限会社〇〇〇〇。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番。地目。公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。使用賃貸。利用権の設定等の種類。使用賃貸借権の設定。利用権の期間。始期、令和 6 年 8 月 29 日。終期、令和 16 年 8 月 28 日。期日、令和 6 年 8 月 29 日。貸付理由、使用賃貸借契約更新のため。

今回の案件は、どちらも利用権再設定を目的とした契約更新であり、議案書 12 ページ及び 13 ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。また、当該地位置については、議案書 7 ページから 9 ページに図面を添付しておりますのでご確認ください。

議案第 1 号につきましては、以上となります。

(森委員着席)

議 長

ただいまの説明に関連して、番号 1 番を後藤委員より、2 番を熊谷委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

はじめに、後藤委員お願いします。

後藤委員

番号 1 番について、議案書 5 ページの調査書のとおり、7 月 25 日に調査しました。賃貸借契約の更新をするもので問題はないと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。続いて、熊谷委員お願いします。

熊谷委員 番号2番について、議案書6ページの調査書のとおり、8月2日に調査しました。使用貸借契約の更新をするもので問題はないと思います。
以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

続いて、日程第5、議案第2号「現況証明願いについて」を議題といたします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書10ページをご覧ください。

次のとおり現況証明願出があったので、証明の可否について議決を求める。令和6年8月28日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。番号1。区分、証明。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、畑、現況、農地、採草放牧地以外。地積、〇〇㎡。利用状況、年月日不詳で原野。所有者は、札幌市〇〇、〇〇〇〇氏。理由、地目変更登記のため。

証明願いがありました1番の事案につきましては、地区委員と現地調査をした結果、農地以外となっていることを確認しております。議案書12ページ以降に調査表並びに現況写真を添付しておりますのでご覧いただき、詳細は地区委員からご説明いただきます。

議 長 現地調査をした委員を代表して、番号1番を行天委員から説明をお願いします。

行天委員 番号1番について、議案書12ページからの調査表のとおり、8月16日に農業委員3名と事務局で現地調査を行いました。

この土地の利用状況は、過去に家庭菜園として利用していた形跡は若干見受けられましたが、現在では住人も居住していないため長年未利用で雑草が生い茂っており、農地として利用することが難しい土地であると思います。現地調査した委員の意見として、農地・採草放牧地以外の原野と確認しました。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

小山委員 家が建ってた場所ですか。

議 長 先日壊したようです。

事務局 壊す前は窓が打ち付けられており、数年前までは誰かが住んでいたような気がします。

議 長 誰かが通っていました。去年の冬で屋根がつぶれました。

他に質疑ありますか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは以上をもちまして、第12回京極町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時間 午後 1時53分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定 9月26日（木）午後 1時30分